■第3次御代田町生涯学習基本構想 目次

基本構想

●序論

●第1章 基本構想の策定にあたって

第1節 策定の趣旨

第2節 基本構想の名称・構成・期間

●第2章 基本構想策定の基本的な考え方

第1節 生涯学習とは何か

第2節 生涯学習の必要性

第3節 生涯学習の動向

第4節 基本構想策定の基本的な方針

●第1章 基本構想の目的

●第2章 施策の大綱

第1節 生涯を通じて学べる環境づくり

第2節 生涯学習の基礎づくり 第3節 学習機会と内容の充実

基 本 計 画

体系図

●第1章 生涯を通じて学べる環境づくり

第1節 全町(庁)的な生涯学習推進体制の確立

(1) 生涯学習推進を支えるそれぞれの役割

第2節 町民意識の啓発と町民活動の支援

- (1) 行政出張講座の実施
- (2) 住民活動の情報収集と広報
- (3) 男女共同参画の推進
- (4) 人権感覚を養う学習機会・内容の充実

第3節 指導者及び専門職員の充実

- (1) 人材情報の登録及び活用
- (2) 人材登録者(指導者)の育成

第4節 施設の適切な維持管理

- (1) エコールみよたの維持管理と有効利用の促進
- (2) スポーツ施設の整備と有効活用の推進

●第2章 生涯学習の基礎づくり

第1節 家庭環境の充実 (1) 育児支援体制の充実 (2) 子育てネットワークの確立 (3) 保育サービスの充実 第2節 学校教育の充実 (1) 人権教育の推進 (2) 福祉教育の推進 (3) 国際感覚の育成 (4) ICT教育の推進 (5) 教育相談事業の充実 (6) 学校運営協議会の充実

(7) 食育の推進

●第3章 学習機会と内容の充実

第1節 博物館・公民館の充実

- (1) 歴史と文化を学ぶ機会の充実
- (2) 浅間縄文ミュージアムの充実
- (3) 趣味や生きがいづくりを支える学習機会の充実

第2節 図書館の充実

- (1) 図書館を使った調べる学習コンクール
- (2) 図書館の利用促進

第3節 健康管理体制づくり

- (1) 健康管理体制の充実
- (2) 健康を支えるスポーツの推進
- (3) ライフステージに応じた支援

第4節 現代の課題に対する学習の充実

- (1) 清らかな生活環境を保つための学習機会の充実
- (2) 町内商工業に関する学習機会の充実
- (3) 個性ある観光の振興
- (4) 自然を活用した学習機会の充実
- (5) 農業の担い手の確保・育成・支援のための学習機会の充実

- (6) 浅間火山災害と地震、水害などに備える意識の啓発
- (7) 防火・救命・災害意識の啓発
- (8) 交通安全学習の推進
- (9) 多文化共生社会の推進

序論

第1章 基本構想の策定にあたって

第1節 策定の趣旨

当町では、平成 12 (2000) 年 3 月に「御代田町生涯学習基本構想~学びあい 語りあう 御代田町の実現」(以下「第 1 次基本構想」)、平成 24 (2012) 年 3 月に「第 2 次御代田町生涯学習基本構想」(以下「第 2 次基本構想」)を策定し、平成 15 (2003) 年にグランドオープンした複合文化施設 まなびの館「エコールみよた」(以下「エコールみよた」)を拠点に、生涯学習に関する施策を推進してきました。

この度、第2次計画期間が終了したことから、近年の社会情勢や町民ニーズの変化を踏まえた上で、「第5次御代田町長期振興計画-後期基本計画-」(令和3 (2021) 年度~7 (2025) 年度) との整合性を図るとともに、これまで積み重ねてきた計画の理念を継承した、今後10年間の基本的な方向を示す指針として「第3次御代田町生涯学習基本構想」を策定するものです。

第2節 基本構想の名称・構成・期間

(1)名称

この構想の名称は「第3次御代田町生涯学習基本構想」とし、当町の総合計画である「第5次御代田町長期振興計画」(以下「長期振興計画」)を上位計画に、その個別計画として位置づけます。

(2) 構成

①基本構想

「長期振興計画」に掲げる「次代・郷土を担う人を育み 文化のかおるまちをつくる」 ための基本方針を定め、必要な施策の大綱を示します。

②基本計画

基本構想に基づき、施策及び根幹的事業を定めます。また、目標達成のための具体的施策を示します。

(3)期間

基本構想は、令和5 (2023) 年度から14 (2032) 年度までの10か年とします。 基本計画は、令和5 (2023) 年度から9 (2027) 年度までの5か年とします。

第2章 基本構想策定の基本的な考え方

第1節 生涯学習とは何か

生涯学習とは、一人ひとりが自分の人生を豊かにするため生涯にわたって行う学習、 すなわち学校教育、社会教育、家庭教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション 活動、ボランティア活動、企業内教育など様々な場面での学習が含まれます。

平成18年に改正された『教育基本法』において、「生涯学習の理念」が次のとおり設けられました。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、 その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、 その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

当町では、「だれもが、いつでも、どこでも、なんでも」学ぶことができるように、複合文化施設まなびの館「エコールみよた」を生涯学習の拠点として、活発な生涯学習活動の展開を目指しています。

第2節 生涯学習の必要性

人生 100 年時代と言われる現代では、これまでの「教育・仕事・引退」という人生だけではなく、より多様な働き方、生き方を選択できる時代となりました。人生のあらゆる場面で必要な学びに取り組むことで、成長し活動できることが求められています。

また、様々な地域の課題を克服し、地域において安心して心豊かな生活を送るために、 地域活動への参加やボランティア活動など社会貢献も生涯学習の重要な要素となってい ます。

経済・社会・環境課題の統合的な解決を目指すSDGs^{**}(持続可能な開発目標)では、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な世界を実現するための17の

国際目標が定められています。目標の一つに、「目標4 すべての人々に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」が掲げられています。様々な理由で困難を抱える人々に対し、知識や技能を習得する機会を充実させるなど、生涯学習における学習機会の拡充が重要となっています。

「自立」を目指す当町は、個人自らが行う「自助」(個人の努力)、個人ではできないことを家族や地域の取組みの中で解決する「共助」(力の結集)、それでも解決できない問題は行政が担う「公助」(補完的支援)を基本としており、生涯学習活動もそのプロセスをふまえて展開しなければなりません。一人ひとりが自分のこととして学習機会をと

らえ、仲間とともにその活動を実践し、よりよい地域づくりにつなげていくことで、さらに明るく豊かな町となることが期待できます。

**SDGs:持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この中で、人間、地球及び繁栄のための行動計画として掲げられた目標が、17 の目標からなる「SDGs (持続可能な開発目標)」です。

第3節 生涯学習の動向

※年表の印はそれぞれ、☆世界、○国、◇長野県、◆御代田町の動向を表しています。

☆昭和40(1965)年

ユネスコの成人教育推進国際委員会で初めて「生涯学習」が提唱された

○昭和46(1971)年

中央教育審議会答申 初めて公的に「生涯学習」という表現が現れる

○昭和56(1981)年

中央教育審議会答申 生涯学習という考え方が国レベルで取り上げられる

◇平成3 (1991) 年

長野県生涯学習基本構想策定

○平成4 (1992) 年

生涯学習審議会答申 「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」の中で、「人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」という理念が示された

○平成11(1999)年

生涯学習審議会答申 完全学校週5日制実施に向け、家庭・地域社会で様々な体験学習の機会を子ども達に意図的・計画的に提供することが必要とされた

◆平成 12 (2000) 年

御代田町生涯学習基本構想策定

◆平成 15 (2003) 年

町の生涯学習活動の拠点となる複合文化施設 まなびの館「エコールみよた」オープン ○平成 16 (2004) 年

中央教育審議会生涯学習分科会審議経過報告 「今後の生涯学習の振興方策について」 の中で、生涯学習を振興していく上での基本的な考え方が示された

○平成 18 (2006) 年

改正された教育基本法において、「生涯学習の理念」が規定された

○平成 20 (2008) 年

中央教育審議会答申 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について〜知の循環型社会の構築を目指して〜」の中で、生涯学習振興、社会教育の必要性・重要性が示された

◇平成 20 (2008) 年 長野県教育振興基本計画策定

◇平成 21 (2009) 年

長野県生涯学習審議会答申 「新しい時代にふさわしい長野県の生涯学習振興のあり 方について」の中で、基本目標として「学びの絆で地域力を高める生涯学習の推進」が 設定された

- ◆平成24(2012)年 第2次御代田町生涯学習基本構想策定
- ◇平成25(2013年)年
 第2次長野県教育振興基本計画策定
- ○平成 27 (2015) 年 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、次の条が加えられた。

第一条の三 地方公共団体の長は、<u>教育基本法第十七条第一項</u>に規定する基本的な方針を 参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する 総合的な施策の大綱を定めるものとする

◇平成 30 (2018) 年

「しあわせ信州創造プラン 2.0~学びと自治の力で拓く新時代~」策定 第3次長野県教育振興基本計画策定

第4節 基本構想策定の基本的な方針

御代田町生涯学習基本構想の理念を実現するため、以下の方針を掲げて策定にあたります。

- (1) 当町の生涯学習事業・活動の実態を分析し、これまで培われてきた良い部分を最大限に伸ばし、改めるべき点を修正し、新たな構想と計画を策定します。
 - (2) 全町(庁)体制で生涯学習施策に取り組めるよう、組織を整備します。
- (3) 住民の希望が多い学習活動のみならず、今後の"ひとづくり"、"まちづくり"に有意義と考えられる活動は積極的に調査し、取り入れます。

基本構想

第1章 基本構想の目的

第2章 施策の大綱

第 1 章

【基本構想の目的】

科学技術の発展や国際化・高度情報化・少子高齢化など、社会が急激に変化する中で人々が生涯を通じていきいきと生活を楽しむためには、新しい情報や知識を学習により身につけ、時代の変化に対応していくことが求められています。さらに、文化・芸術活動は、日々の社会経済活動から一歩踏み出し、より人間性を高めるものとして、その重要性が増しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により世界は大きく変化しました。人と人とが直接会うことが難しい日々が続く中、こうした状況だからこそ普及したものもあります。ICT(情報通信技術)などの新しい技術です。どこにいても世界中とつながることができる環境が、より身近なものとなりました。今後、ますます多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人ひとりが豊かな人生を送ることのできる社会とするためには、こうした新しい技術を最大限活用していくことも重要です。

生涯学習の大きな目的の一つとして、個人の楽しみや自己の向上のためばかりではなく、 町民一人ひとりが学びを通じていきいきと暮らし、多様な文化を尊重しながら地域社会 において積極的に活躍し、人と人、地域と地域がお互いに支え合いながら共生していく ことで、町の持続的な成長・発展、言い換えると"まちづくり"につなげていくことが あげられます。

生涯学習を推進して"まちづくり"を達成するためには、行政により仕組みを構築するだけでは不十分です。生涯学習の推進を支えるため、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

(1) 町民の役割

町民自らの学習活動により自己実現を図るとともに、その活動が地域に活かされ、 地域の発展につながることが期待されます。

(2)団体の役割

企業や各種団体などにおいては、関係機関との連携を深めながら、地域における講座の開設や学校等への講師派遣など、地域社会への貢献活動を充実させるとともに、従業員のボランティア活動を促進していくことが望まれます。

(3) 行政の役割

町民の学習活動を充実させるため、民間との役割分担を図りながら、学習活動のための機会や場を提供します。

御代田町は、先人から受け継がれた浅間山麓の豊かな自然と景観が保たれ、縄文の昔から続く歴史が脈打っています。今ここに生きる私たちは、後世のために、独自の薫り高い文化を創造し、活力あふれる郷土を築いていかなければなりません。

町では、21世紀の御代田町が持続可能な振興・発展をとげ、町民と行政との役割の再構築を行い、自立した、魅力ある住みたいまちづくりをするために、令和2 (2020) 年度に第5次長期振興計画(後期計画)を策定しました。計画では、「歴史と伝統を守り 真の自立を目指す 文化・高原公園都市 御代田」を基本目標とし、基本計画の一つに「次代・郷土を担う人を育み 文化のかおるまちをつくります」を掲げています。

以上のことを踏まえ、町では、誰もが生涯にわたって自主的・自発的に学習活動に取り組み、達成感と充実感にあふれた生活を送ることができるよう、また、町民一人ひとりが多様性を尊重しながら地域の中で学び、地域課題の解決に向け、自らの学びの成果を人や地域に還元することができるよう、関係機関等と連携を図りながら、誰一人として取り残されることなく、生きがいを感じることができる社会を目指し、基本構想を策定します。

第 2 章

【施策の大綱】

第1節 生涯を通じて学べる環境づくり

「生涯学習」という言葉には「誰も」という学習年齢、「いつでも」という学習期間、「どこでも」という学習場面、そして「なんでも」という学習内容が含まれています。 町民一人ひとりの多様な学習活動を支援していくためには、学習環境を総合的に整備していくことが重要です。

「エコールみよた」を生涯学習の拠点として位置づけ、子どもから大人まですべての世代の誰もが必要な学びに取り組むことができる環境を整備し、学ぶ楽しみや喜びを感じられる仕組みづくりに取り組みます。また、行政、各種団体等、町民がそれぞれの役割を果たすことで生涯学習の推進を目指します。

第2節 生涯学習の基礎づくり

生涯にわたって学習を続けていくためには、幼児期から青少年期においてその基礎を養うことが重要です。この時期は、人間として社会生活に必要な基本的生活習慣を身につけるとともに、心豊かな人間性を養い、自ら学び、自ら考え行動する「生きる力」を育む大切な時期です。

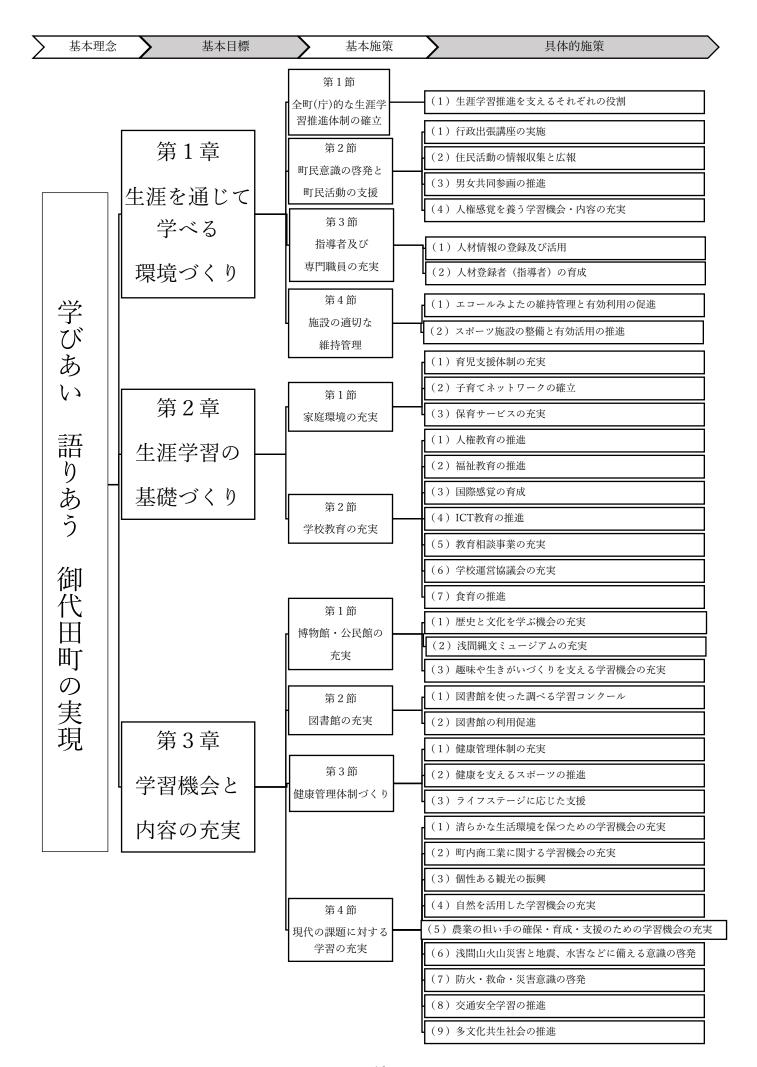
当町では、学校教育の充実はもとより、家庭教育や子育て支援の充実に努め、社会教育との連携強化を目指します。

心身ともに健やかで創造性にあふれる子ども達を、心豊かに育てるために、学校、家庭、 地域がさらに連携し、子ども達の学ぶ意欲を育み、支援していく体制づくりを進めるこ とで、生涯学習の基礎を整備します。

第3節 学習機会と内容の充実

人生 100 年時代を迎え、人生をより充実したものにするためには、生涯にわたる学びが必要です。価値観が多様化する中、町民の学習意欲に応えるため、ライフステージに応じた学びの機会を充実させるとともに、多様な学習ニーズを的確に把握し、適切な学びの機会の提供を目指します。

また、新型コロナウイルス感染症等への対策として、オンラインなどICT(情報通信技術)を活用した学習など、今の時代に求められる新たな学習機会の提供にも取り組んでいきます。



基本計画

第1章 生涯を通じて学べる環境づくり

第2章 生涯学習の基礎づくり

第3章 学習機会と内容の充実

第1章 生涯を通じて学べる環境づくり

第1節 全町(庁)的な生涯学習推進体制の確立

【具体的施策】

(1) 生涯学習推進を支えるそれぞれの役割

【現状と課題】

生涯学習活動は、幅広い世代・分野で行われるため、総合的・体系的に取り組む必要があります。人生 100 年時代の多様な働き方や生き方を見据え、人生のあらゆる場面で必要な学びに取り組むことができる環境を作り、すべての世代の誰もが必要な情報を手にすることができる仕組みが必要です。

町民の生涯学習を総合的に支援するためには、教育委員会のほか各担当課間で連携を 図り、協力していくことが重要です。このため、町民の学習意欲を施策に反映させ、生 涯学習のあり方を提言してもらうために全町(庁)的な推進体制を設置し、取り組んで いく必要があります。

一方、生涯学習を推進するためには、行政による取り組みだけでは十分と言えず、町民、各種団体、行政がそれぞれの役割を果たすことが重要です。町民の役割として、身近なところから主体的に学習活動に取り組み、自己実現を目指すことが期待されます。そして、地域で多様な学習を主体的に進めている地域団体等の役割として、活動を発展させるとともに団体間の連携を強め、協働によるまちづくりの一翼を担うことが期待されます。また、行政の役割として、町民が効果的に学習活動を進められるよう情報収集や提供に努め、多様な学びに対応するための施策を推進していく必要があります。

【目指すべき姿】

・町民、各種団体、行政がそれぞれの役割を果たすことで、「いつでも、どこでも、誰でも、なんでも」生涯学習活動を行うことができる状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
直近1年間に何らかの生涯学習活動をした人の割合	80.5%	85%以上

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

①全庁体制で生涯学習基本構想を策定し、それぞれの目標を達成するための取り組 みを進めます。

事業名	事業内容
御代田町生涯学習基本構想に	生涯学習を推進するため、基本構想に基づき事業を展開
基づく事業展開	します。

第2節 町民意識の啓発と町民活動の支援

【具体的施策】

(1) 行政出張講座の実施

【現状と課題】

町職員が町民の学習要請に応じて地域へ出向き、講師として行政の持つ知識や情報を伝えることで、生涯学習活動の推進及びまちづくりの進展を目指す講座が「語りあいのまちづくり講座」です。平成14(2002)年11月に開始して以来、現在は44講座で実施しています。

町民と町職員が膝を交えて話をすることは、相互理解につながるとともに、町民の生の声を聞くことは行政運営にとって重要です。町民のまちづくりへの参加意識の高揚と町職員の実務面での資質向上が期待されます。

コロナ禍もあり、実施件数が少ない状況ではありますが、今後も引き続き内容の充実 と制度の周知を図っていく必要があります。

【目指すべき姿】

・町民が関心を持ち、行政とともにまちづくりを推進している状態

指 標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
語りあいのまちづくり講座の開催	0 回	年1回

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

①「語りあいのまちづくり講座」の内容の充実と制度の周知を図り、講座を実施していく中で、町民のまちづくりへの関心を高めます。

事業名	事業内容
語りあいのまちづくり講座	町職員が講師となり、行政の持つ知識や情報を町民に分か
	りやすく伝えます。

(2) 住民活動の情報収集と広報

【現状と課題】

生涯学習の成果を町づくりに活かすためには、様々な活動を行っている個人や団体に、 活躍できる機会を提供する必要があります。さらに、その活躍を知ってもらうことは、 各々の生きがいにもつながります。

そのためには、個人や団体が交流しやすいよう活動を発掘し、情報発信して学びの成果を生かせる場を見つけやすくする必要があります。

現在、町の学習情報は「広報やまゆり」「公民館報」などで提供しています。多くの町民が目にする広報誌を活用して町民に情報を提供していくことは、学習機会と町民をつなぐ有効な手段といえます。生涯学習基本構想に関するアンケート調査でも「町の生涯学習活動に参加したことがある」と答えた人の中で、参加した講座やイベントをどのように知ったかという質問に「町からの広報 (チラシを含む)」と答えた人の割合が最も多い結果となりました。

一方で約8割の町民が「町の生涯学習活動に参加したことがない」と答えています。 内容の充実に加え、効果的な情報発信が必要です。今後は紙媒体だけでなく、町ホーム ページや SNS 等を積極的に活用し、より多くの町民に届く形で情報を発信する必要があ ります。

【目指すべき姿】

・SNS などの情報媒体を有効に活用して情報発信している状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
生涯学習に関する SNS での情報発信	月1回	月 4 回

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①町民や町民グループの活動を発掘し、積極的に広報します。
- ②生涯学習活動を広報する際には、広報誌等の紙媒体に加え SNS を活用します。

事業名	事業内容
生涯学習広報事業	広報誌や SNS など情報媒体を有効に活用し、情報発信を
	行います。

(3) 男女共同参画の推進

【現状と課題】

国では、男女共同参画社会の形成に向けた社会的気運の高まりを受け、平成 11 (1999) 年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

当町においては、平成12 (2000) 年に御代田町農業・農村男女共同参画推進協議会において、農業従事者が、ますます農業に誇りをもって取り組めるよう「男女共同参画で築くいきいきプラン」を策定しました。また、平成18 (2006) 年3月に策定した第4次御代田町長期振興計画の前期基本計画において、初めて「男女共同参画の推進」を計画に位置付けて施策を進めてきました。しかし、より一層多様化する社会の中で、今後更なる男女共同参画の推進が必要なことから、「全ての町民が性別に関わりなく個人として尊重され、いきいきと活躍する御代田町の実現」を目指して、令和3 (2021) 年度に制定した「御代田町男女共同参画推進条例」で掲げる理念の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を推進するため、御代田町男女共同参画計画を令和4 (2022) 年度に策定しました。

男女共同参画の実現に向けた意識の向上、女性の参画拡大、差別や偏見に対しての取り組みを推進し、性別に捉われることなく、自らの意思に基づいて、あらゆる分野へ参画できる多様性のある社会づくりの実現を目指します。

【目指すべき姿】

・性別に捉われることなく、自らの意思に基づいて、あらゆる分野へ参画することが できる状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
社会全体で「男女の地位は平等」と感じる人	8.4%	12 00/121 L
の割合	0.470	13.0%以上
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対	7.4.40/	00 0WPL L
と回答する人の割合	74.4%	80.0%以上

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①男女共同参画に関する情報発信及び啓発を推進します。
- ②家庭生活における固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。

(主な事業)

事業名	事業内容
御代田町男女共同参画計画に基づく	御代田町男女共同参画計画に掲げる重点項目を
事業展開	推進します。

【関連計画(個別計画)】

·第1次御代田町男女共同参画計画

(4) 人権感覚を養う学習機会・内容の充実

【現状と課題】

人権とは、人が生まれながらに持っている自分らしく生きる権利で、だれからも侵されることのない固有の権利です。日本国憲法においても基本的人権は「犯すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と定めています。人権を守るためには、国や自治体が人権保障に向けて努力する一方、町民にも自分の人権とともに他者の人権についても正しく理解し、お互いに人権を尊重し合うことが重要です。

平成12 (2000) 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、この 法律に基づいて国及び地方自治体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を進めていま す。「人権とはなにか」を一人ひとりが理解し、日常生活の中で人権を尊重した態度や行 動が身に付くよう、学校・家庭・地域・職場など様々な場を通じての人権教育・啓発が 重要です。

人権問題は社会環境の変化に伴い、新たな形で発生する危険性があります。近年は、 障がい者や高齢者、*LGBTQ などに対する誤った知識や不確かな情報により、不当な差別 や偏見が生まれることがあります。今後、新たな形で生じる問題に対応していくため、 個々の違いを受け入れ認め合う人権教育の機会を充実させる必要があります。

**LGBTQ: Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、心と体の性が一致していない人)、Questioning/Queer (クエスチョニング/クイア、自らの性のあり方について特定の枠に属さない人・分からない人)の頭文字。

【目指すべき姿】

・人権啓発・教育の推進により、町民一人ひとりが人権意識を持ち、お互いに尊重し 合える状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
人権学習会の開催	0 回	1回
人権に関する講演会の開催	1 回	1回以上

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①各種機関と連携・協力しながら、人権を尊重する町づくりを継続します。
- ②様々な差別や人権侵害の解消に向けた人権教育及び啓発に努めます。

事業名	事業内容
人権学習会開催事業	関係機関との連携を密にし、人権尊重の町づくりを継続
	するため人権学習会を開催します。
人権講演会開催事業	一人ひとりの人権意識の高揚、人権教育の啓発を図るた
	め、人権講演会を開催します。

【関連計画(個別計画)】

·第1次御代田町男女共同参画計画

第3節 指導者及び専門職員の充実

【具体的施策】

(1) 人材情報の登録及び活用

【現状と課題】

町民の学習活動を支援するためには、様々な学習ニーズに対応できる指導体制の整備が必要です。町内には自分の持っている知識や技術・経験を人に伝えることで、仲間の輪を広げることや社会の役に立ちたいと思っている方たちが大勢います。すでに指導者として「生涯学習人材情報」に登録されている方もいますが、多様化する学びの需要に対応するため、制度の周知を図り、登録者を増やす必要があります。

登録した人材を活かしていく仕組みを構築することも重要です。公民館講座や小中学校の外部講師(コミュニティ・スクール)として積極的に人材活用していくことが求められます。

また、令和5 (2023) 年度から段階的に開始される中学校の部活動地域移行を進める ため、新たな人材の発掘やエコールみよたで活動している団体への協力依頼を進めてい くとともに、指導者としての育成を支援していく必要があります。

【目指すべき姿】

・人材登録者が講師となり、町民が学びたいことを学べる状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
人材登録者数	57 名	100 名
人材登録者活用事業	0 回	年3回以上

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①人材募集のため、積極的に広報を行います。
- ②登録された人材を生かし、幅広い世代が学ぶことのできる講座を開講します。
- ③コミュニティ・スクールや部活動の地域移行に対応できる人材確保に努めます。

事業名	事業内容
生涯学習人材情報の登録	様々な分野で知識や技術、経験を持っている人を講師と
	して登録します。
生涯学習人材情報を活用し	人材登録者を公民館各種講座の講師に起用します。
た公民館講座	
コミュニティ・スクール、部	コミュニティ・スクールや部活動の地域移行に対応する
活動地域移行	ため、人材確保に努めます。

(2) 人材登録者(指導者)の育成

【現状と課題】

町民の多様な学習ニーズに応えるためには「生涯学習人材情報」制度を活用するとともに、指導者を育成していくことが重要です。知識、技術、経験を持つ意欲あふれる町民に対し、研修機会の充実を図り、学習指導者の育成を目指す必要があります。指導者を増やすことで、新たに自主的な学習活動を始めようとしている団体やグループ等の求めに応じ、人材と活動をマッチングさせる支援を行うことができます。

また、社会教育を行う者への専門的・技術的助言と指導を行い、学校が社会教育関係 団体、地域住民などの協力を得て教育活動を行う場合は、その求めに応じ必要な助言を 行うことができる社会教育主事など専門的な知識や技能を持った公的指導者を計画的に 育成していく必要性があります。

【目指すべき姿】

・知識や技術を持つ町民が指導者として活躍できる状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
指導者研修会の開催	0 回	3 回

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

①知識や技術を持つ町民が、指導者やアシスタントとして活躍できるよう支援します。

事業名	事業内容
指導者研修事業	希望する町民が指導者として活躍できるよう、研修機会
	の充実を図ります。

第4節 施設の適正な維持管理

【具体的施策】

(1) エコールみよたの維持管理と有効利用の促進

【現状と課題】

当町の生涯学習施設の基本機能は、平成 15 (2003) 年に開館した「エコールみよた」に集約されています。令和 5 (2023) 年度には開館 20 周年を迎え、多くの町民に広く認知される施設となりました。今後もより一層町民に愛される施設であり続けられるよう、計画的に修繕を進めていく必要があります。また、時代に対応した設備への改修を実施していくことも課題です。ICT 環境の整備や脱炭素対策など社会的ニーズに対応した施設の改修・修繕についても検討していく必要があります。

令和3 (2021) 年度には、それまで午前・午後・夜間の3枠のみの時間帯で運用していた施設予約を1時間単位へと変更しました。今後は従来のグループ活動や会議での利用に加え、物品販売やマルシェの開催など、より多くの人に利用してもらえるような施設の利用方法を検討します。

【目指すべき姿】

・いつでも快適にエコールみよたを利用できる状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
年間施設利用者数 (公民館)	38,650 人(※ R1)	42,831 人

※R1:コロナ禍前の数値

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①計画的に修繕を実施し、施設を適切に維持管理します。
- ②利用者のニーズを把握し、利用拡大を図ります。

事業名	事業内容
エコールマルシェ事業	主に町内の事業所が参加するマルシェを定期的に開催
	し、施設の利用者増加を目指します。

(2) スポーツ施設の整備と有効活用の推進

【現状と課題】

町の体育施設は、12の社会体育施設と小中学校の学校体育施設を開放して、住民のスポーツの場を提供していますが、建設からの経年により老朽化が進んでいます。

今後、町民の多様化するスポーツニーズに適切に応え、利用しやすい施設の機能向上を図るため、社会体育施設再整備を検討し、計画的な改修と維持管理を行う必要があります。

【目指すべき姿】

・体育施設の適切な維持管理により長寿命化を図り、安全で快適なスポーツ環境を提供し、多くの町民が利用している状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
社会体育施設再整備検討委員会の運営	立ち上げ	運営

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

①利用者の安全・安心に配慮し、計画的な体育施設の整備・維持管理に努めます。

事業名	事業内容
社会体育施設再整備検討	社会体育施設再整備検討会議を開催し、既存施設の有効活用
事業	及び改修・建て替えなどについて検討を進めます。

第2章 生涯学習の基礎づくり

第1節 家庭環境の充実

【具体的施策】

(1) 育児支援体制の充実

【現状と課題】

町では、妊娠期から子育て期を安心して過ごせるよう、母子保健事業と医療、福祉、教育などの関係機関による切れ目のない支援体制の構築を目指し、令和 2 (2020) 年度に子育て世代包括支援センターを設置しました。従来の母子保健事業を活用した個々の状況把握と必要に応じて関係機関と連携した支援を行っています。

子どもを授からない夫婦への精神的・経済的支援として、不妊治療に要する費用の一部を補助する制度を設けているほか、県の事業を活用して精神面の支援を行っています。

妊娠・出産に伴う経済的負担軽減と産後支援を充実するため、妊産婦・乳幼児を対象にした健康診査、健康教室、健康相談に加え、平成30(2018)年度から産婦健康診査の公費助成と産後ケア事業を実施しています。

乳幼児健康教室の「5歳児健やか教室・相談会」は、幼児期から学童期への移行期に継続支援が必要な親子に対して、切れ目ない支援ができるよう、こども係、保育園、学校教育係と協力連携して開催しています。

子育では、ライフスタイルや経済社会の変化の中で、特に乳幼児期の親の負荷が高まりやすいと言われています。今後、切れ目のない充実した支援体制を構築していくことがますます重要となっています。

【目指すべき姿】

・子育て世代の親子が、妊娠・出産・育児期からの切れ目のない支援を受けて安心して子育てできる状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
妊娠・出産について満足している親の割合	81.7%	85%
(4か月児健康診査)		(県目標水準)
育てにくさを感じたときに相談先を知って	75%	95%
いるなど解決方法を知っている親の割合		(県目標水準)
(4か月児健康診査)		
1歳6か月児健康診査受診率	100%	100%
3 歳児健康診査受診率	94.7%	97.3%

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①子どもを授からない夫婦に対し、経済的・精神的負担を軽減できる支援の充実を 図ります。
- ②妊婦健康診査、産婦健康診査に対して支援します。
- ③安心して子育てができるよう、産前産後の支援体制の充実を図り、妊娠期から子育で期までの切れ目ない支援を推進します。
- ④乳幼児健康診査の待ち時間を短くするなど受診しやすい体制を整え、受診率の向上を図ります。
- ⑤乳幼児健康診査の未受診者について受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。 (主な事業)

事業名	事業内容
産後ケア	出産後、保健指導や育児指導の必要な母子に対し、母体
	の管理や育児指導等の保健指導を提供します。
新生児訪問	各家庭に訪問し、母子の心身の様子や養育環境を把握
	し、適切な指導を行います。
各種乳幼児教室	各年齢に応じた成長発達を促す集団での関わりの支援、
	保護者の様々な個別相談に応じます。
乳幼児健康診査	成長発達の状態を明らかにし、最適な成長発達を遂げる
	よう健康管理、保健指導を行います。

(2) 子育てネットワークの確立

【現状と課題】

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化などで、子育て世帯が地域で孤立するケースが多く見られます。保護者が地域で孤立することなく、気軽に周囲に相談することができるよう、子育て支援施策の周知が必要です。

現在、児童館のひだまりっこなどの事業を通じて交流の場を提供していますが、長期 休みの間は自由来館ができないなどの課題があります。

保護者同士のつながり、子育てネットワークの確立のための施策として、子育て支援 センターを設置する必要があります。

【目指すべき姿】

・子育て支援がより充実し、子育てしやすい地域が形成されている状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
子育て支援センターの設置	未設置	1か所設置

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①親たちが地域社会の中で、お互いのネットワークをつくれる環境、また、悩み を打ち明けられるような体制の整備を検討します。
- ②地域資源に関する様々な情報を提供し、子育て支援のネットワークづくりを推進します。

(主な事業)

事業名	事業内容
子育てガイドブック作成事業	転入時や母子手帳発行時に配布し、町内の子育てに関す
	る情報を提供します。
子育て支援センター設置事業	地域の子育て支援センターの整備について検討し、子育
	てネットワークの機能強化を進めます。

【関連計画(個別計画)】

・第2期御代田町子ども・子育て支援事業計画

(3) 保育サービスの充実

【現状と課題】

近年、共働き世帯やひとり親家庭の増加、働き方の多様化、核家族化の進展などにより、保育ニーズが増大・多様化しているため、保育施設への期待が高まっています。さらに子育ての負担や不安、孤立感を抱いている保護者が多くなってきていることから、子どもたちの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが求められています。

現在、町では公立保育園 2 園、私立幼稚園 2 園、私立保育園 2 園、小規模保育事業所 3 園の計 9 園で保育活動を行っています。

今後も町の保育需要は増加傾向が続くと予想されます。また、障がい等により配慮が必要な子どもも増加しているため、十分に対応できるよう環境を整えていく必要があります。

【目指すべき姿】

・多様な保育サービスが充実し、サービス提供のための体制整備が整っている状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
保育士資質向上研修の受講回数	4 回	5 回

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①特別保育事業の安定した運営を目指します。
- ②将来を見据えた施設整備や保育行政のグランドデザインを検討します。

(主な事業)

事業名	事業内容
延長保育事業	子育て世帯の多様化する勤務形態に対応するため、保育
	園で朝と夕方の延長保育を実施します。
一時保育事業	家庭において昼間の保育が一時的に困難になった場合
	に保育を実施します。
3歳未満児保育事業	保育ニーズが高まっている3歳未満児保育の受け皿確
	保に努めます。

【関連計画(個別計画)】

・第2期御代田町子ども・子育て支援事業計画

第2節 学校教育の充実

【具体的施策】

(1) 人権教育の推進

【現状と課題】

学校における人権教育は、男性や女性、性的マイノリティ、高齢者、子ども、障がい者、外国人などの多様性を認め合い、理解を深められる学習活動を推進し、児童生徒一人ひとりが、発達段階に応じて「人権の意義やその必要性についての正しい知識」を十分に身に付け、意識付けることを目指しています。

また、令和4(2022)年度に「第1次 御代田町男女共同参画計画」を策定したことから、計画に基づき、学校における男女共同参画等に関する教育・学習の推進を図っていく必要があります。

今後、指導者である教職員の資質向上を図り、児童生徒一人ひとりが正しい知識を身に付けていく必要があります。

【目指すべき姿】

・児童生徒一人ひとりが、発達段階に応じて「人権の意義やその必要性についての正 しい知識」を身に付けている状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
人権に関わる講演や研修会の開催	小学校1回	小学校1回以上
	中学校1回	中学校1回以上

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①児童生徒一人ひとりが正しい知識を身に付けられるよう指導者である教職員の資 質向上を図ります。
- ②小中学校ごとに人権教育月間を設定し、人権に関わる講演や人権教育集会、各学級での集中指導などを行い、児童生徒と教職員の人権感覚の育成を図ります。
- ③発達段階に応じ、基本的な人権の尊重や男女共同参画の意義等に関する授業を積極的に取り入れます。

(主な事業)

事業名	事業内容
人権に関わる講演や研修	人権に関わる講演や研修会を開催し、指導者である教職員の
会の開催	資質向上を図ります。

【関連計画(個別計画)】

- 御代田町教育大綱
- •第一次 御代田町男女共同参画計画

(2) 福祉教育の推進

【現状と課題】

小中学校における福祉教育では、誰もがしあわせに暮らせる地域をつくるために、自分にできることを児童生徒一人ひとりが主体的に考え、地域の社会福祉の問題を解決し、共に生きる社会を形成できる実践力を身に付けることを目指して学習に取り組む必要があります。

また、児童生徒が学校で学んだ知識や技術を進んで社会に提供し、将来にわたって地域福祉を進める主体となっていけるよう、意識や意欲を育んでいく必要があります。

このことから、福祉教育は、単なる知識・技術の習得だけでなく、様々な体験活動を 通して、児童生徒に新たな経験の場を演出することが重要となっています。

【目指すべき姿】

・児童生徒一人ひとりが地域や地域の人々のためにできることを考え、温かい心で共 に過ごしている状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
ボランティア活動実施回数	小学校1回	小学校1回以上
	中学校1回	中学校1回以上

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

①関係機関と連携し、様々なボランティア活動に参加します。

(主な事業)

事業名	事業内容
ボランティア活動事業	関係機関との連携を図りながら、ボランティア活動を実施し
	ます。

【関連計画(個別計画)】

• 御代田町教育大綱

(3) 国際感覚の育成

【現状と課題】

町では、グローバル化が進む中、英語によるコミュニケーション能力が求められていることから、外国人講師による小学校での英語体験学習事業、中学校での語学指導外国 青年招致事業による「英語教育」によって、国際感覚や国際理解の推進を図っています。

小学校の英語体験学習事業では、3・4年生(中学年)は、「聞くこと」「話すこと」を中心に、音声や基本的な表現など英語に慣れ親しむことを活動目標としています。5・6年生(高学年)は、英会話に慣れる体験や学習で、「読む・聞く・話す・書く」の4技能を学び、言語や文化に対する理解を深めながら、英語でコミュニケーションを図る能力を育成しています。

中学校の語学指導外国青年招致事業は、英語教育の充実と英語でのコミュニケーション能力の向上を図るため「読む・聞く・話す・書く」の4技能を養うとともに、基礎的・ 実用的な語学力の習得を目指して語学指導を行っています。

小中学生に国際感覚が身に付くよう、英語による学習事業を継続していく必要があります。

【目指すべき姿】

・英語によるコミュニケーション能力が向上し、国際感覚が育成されている状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
外国人講師及び AET の継続配置	小学校1名	小学校1名
	中学校1名	中学校 1 名

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①小学校での「英語体験学習事業」を継続して実施し、外国人講師を引き続き配置 していきます。
- ②中学校での「語学指導外国青年招致事業」を継続して実施し、AET を引き続き配置していきます。

(主な事業)

事業名	事業内容
英語体験学習事業	外国人講師を配置し、音声や基本的な表現などに慣れ親し
	むことができよう、コミュニケーション能力の向上を図り
	ます。
語学指導外国青年招致事業	AET を配置し、英語教育の充実とコミュニケーション能力
	の向上を図ります。

【関連計画(個別計画)】

• 御代田町教育大綱

(4) ICT 教育の推進

【現状と課題】

国においては、GIGA スクール構想に基づく ICT 教育の推進並びに、子どもたちの「学び」を支える機会(オンライン学習)の確保を進めています。

当町では、令和2 (2020) 年度に小中学校のネットワーク環境の整備を行い、児童生徒、また教職員に一人一台の学習用端末 (PC) を貸与し、日々の授業で PC を活用した ICT 教育を推進しています。

一方、スマートフォンなどの電子メディア機器が急速に普及したことにより、それら を利用した犯罪が全国各地で発生しています。このような犯罪に巻き込まれないために、 児童生徒に情報モラルを身に付けさせ、ネットリテラシーを高める情報モラル教育を推 進していく必要があります。

町では、ゲームなどに依存することなく電子メディアを有効に活用することを目指して、令和2 (2020) 年に電子メディア使用に関する「御代田町子ども宣言」「御代田町保護者宣言」を策定しています。毎月第2日曜日の「メディアコントロールデー」と合わせ、引き続き電子メディアの適正使用に関する啓発を行っていく必要があります。

【目指すべき姿】

・児童生徒がネットリテラシーを高める情報モラルを身に付け、正しく電子メディア を使用できる状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
ネットリテラシーを高めるための講	小学校 0 回	小学校1回
演会等の開催	中学校 0 回	中学校1回

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①PC の導入により、ICT を活用した教育を推進します。
- ②児童生徒の電子メディア機器の利用状況を把握し、ネットリテラシーを高めると ともに、情報モラル教育を推進します。

事業名	事業内容
GIGA スクール構想事業	一人一台の学習用端末及び ICT 機器を授業で効率的に活用
	するとともに、学習用ソフトを家庭学習に役立て、学びの向
	上を推進します。
ネット利用に関する利用	家庭でのネット利用に関する利用状況を把握するための調
状況調査の実施	査を実施し、懇談会や PTA 等の機会に調査結果を共有してい
	きます。

メディアコントロールデ	毎月第2日曜日を「メディアコントロールデー」と定め、電
ーの実施	子メディアを自分で調整し、制限して使えるよう保護者や友
	達と使い方をチェックする日とします。

【関連計画(個別計画)】

• 御代田町教育大綱

(5) 教育相談事業の充実

【現状と課題】

特別な支援を必要とする子どもについては、その数が増加傾向にあるとともに、障がいの特性は多様化してきています。子どもの個々の力や理解度の実態を把握し、その子の良さを生かしながら、発達段階に応じた支援体制の充実が求められています。そのため、保護者への支援や子どもへの教育支援、就学などに対する相談体制について、関係機関と連携強化を図っていく必要があります。

また、個々の事情により学校に通えない子ども、障がいのある子どもなど、多様な教育的ニーズに応じた個々の子どもへの対応が課題となっています。様々な理由による長期欠席者の対策は、小中学校においてもこれまで同様に、重要な課題となっています。指導主事、公認心理師、学校関係者などの登校支援の関わりにより、つらく悲しい思いをする子どもたちが減ることを目指すとともに、近隣市町の中間教室やエコールみよたなどの多様な居場所づくりを進めていく必要があります。

【目指すべき姿】

・個々に応じたきめ細かな教育相談体制の構築により、児童生徒がいきいきと学校生 活を送り、生きる力が育成されている状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
長期欠席児童生徒の割合 (在籍率)	小学校 2.5%	小学校 1.5%以下
	中学校 8.0%	中学校 5.0%以下

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①特別支援教育の充実、配慮を要する児童生徒や家庭への支援として、専門家や関係機関との連携強化を図ります。
- ②長期欠席の児童生徒の居場所や気軽に相談できる体制の整備強化を図ります。

(主な事業)

事業名	事業内容
特別支援教育事業	専門家や関係機関と連携し、多様な教育ニーズへの対応
	を図ります。
いじめ・長期欠席対策事業	町指導主事や公認心理師などの登校支援により、児童生
	徒一人ひとりに寄り添った対応を実施します。

【関連計画(個別計画)】

• 御代田町教育大綱

(6) 学校運営協議会の充実

【現状と課題】

近年、学校や地域が抱える課題は複雑・多様化しており、それぞれで解決することが難しいケースが見られます。そのため、学校と地域が連携を図りながら教育活動を展開していく必要があります。学校と地域の人々がそれぞれの課題を共有し、地域でどのような子どもを育てたいのか、何を実現したいのかという共通の目標を持ち、学校と地域が一体となって子どもたちを育てていくことが重要です。

このことから、町では「地域とともにある学校」を目指し、令和4 (2022) 年度に町内3校に学校運営協議会を設置しました。学校運営協議会は、学校運営や学校の課題に対して保護者や地域住民が参画し、教職員の異動があっても地域との組織的な連携・協働体制を継続できる持続可能な仕組みです。今後、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、子どもたちの学びを充実させ、学校や地域の課題を解決していく必要があります。

【目指すべき姿】

・学校や地域が当事者意識を持って、子どもたちの健全育成や学校運営に取り組んで いる状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
各校での学校運営協議会の開催	- *	3 回

[※]令和4年度に設置

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

①開かれた学校づくりを目指し、学校運営協議会を開催します。

事業名	事業内容	
学校運営協議会	保護者や地域住民等で構成された学校運営協議会を開催	
	し、より良い学校運営を目指します。	

(7) 食育の推進

【現状と課題】

「食育」は、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」 に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人 間を育てることと定義されています。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達や健康の保持増進を図るとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしています。

また、学校給食は、実際の食事という「生きた教材」を通して、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付けること、地産地消や食文化・生命・自然・環境への理解を深めることなど、食育を推進する上で果たす役割が大きく、一層の充実を図る必要があります。

町では、毎月配布する予定献立表に年間計画に基づいた食育指導内容や給食レシピ、季節の行事や伝統食などを掲載して、家庭との連携を図っています。また、栄養教諭が中心となって学校と連携し、学校図書館とのコラボ給食、クラスごとにメニューを決める「希望献立」を実施して食育を推進しています。食材については、週3回の米飯給食に町内産のコシヒカリを使用したり、野菜もできる限り町内のものを取り入れたりして、地産地消を推進しています。今後も給食時の学校訪問などを通して、栄養教諭や調理員が児童生徒と給食の意見交換をすることや給食アンケートの結果をもとに、食育を推進していくことが重要です。

【目指すべき姿】

・安全・安心で美味しい学校給食を提供するとともに、学校と連携した食育を推進している状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
学校図書とのコラボ給食	10 回	12 回
給食時の学校訪問	31回 (※R1)	36 回
「給食が楽しみ」と思う児童生徒の割合	小学校 82.0%	小学校 82.0%以上
(給食アンケートから)	中学校 54.1%	中学校 60.0%以上

※R1:コロナ禍前の数値

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①学校給食を通して食育の推進を図ります。
- ②地産地消の推進を図ります。
- ③安全・安心で美味しい学校給食を提供します。
- ④学校給食の適正かつ円滑な運営に努めます。

事業名	事業内容
地産地消料理教室事業	地元食材を使った料理教室を継続実施し、地産地消と食
	育を推進します。
給食時食育事業	給食時に小中学校を訪問し、児童生徒に対する食育を実
	施します。
学校図書館とのコラボ給食	学校図書に登場する料理を献立に提供するコラボ給食を
事業	実施します。

第3章 学習機会と内容の充実

第1節 博物館・公民館の充実

【具体的施策】

(1) 歴史と文化を学ぶ機会の充実

【現状と課題】

当町には、先人が残した歴史や美しい自然、伝統ある民族芸能など多くの文化財が残されています。国重要文化財は、5千年前の焼町土器など川原田遺跡出土品一括の1件、県指定文化財は、草越の寒の水や真楽寺三重塔など6件、町指定文化財は、小田井の道祖神まつりなど37件があります。また、人々の暮らしを伝える民俗資料や鉄道遺産としてD51-787号機があります。

これらの歴史的・文化的価値を正しく認識し、その重要性を学習する機会を充実させるとともに、将来に向けて適切な維持管理をしていく必要があります。

【目指すべき姿】

・文化財が適切な保護のもと活用され、豊かな文化が育まれている状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
町内の歴史・文化に関する講演会や教室の開 催	2 回	3 回

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①文化財を適切に維持管理します。
- ②博物館・公民館・図書館が連携し地域文化の再発掘を推進します。

事業名	事業内容
文化財保護事業	文化財の点検を定期的に行い、維持・伝承に努めます。
博物館講演会事業	火山や歴史を中心に最新の科学研究に基づく講演会を
	実施します。

(2) 浅間縄文ミュージアムの充実

【現状と課題】

文化・芸術活動の一翼を担う博物館では、活火山浅間山の活動史と山麓に広がる縄文 文化に関する常設展、縄文体験学習などを常時開催しています。企画展では、常設展で 紹介できない火山や歴史に関するテーマのほか、文学やアートなど来館者の興味を引く 多様な内容で年に数回開催しています。

博物館は町外から多くの来館がありますが、町民の来館を増やせるよう、町民ニーズに応えた展示に向けて、公開できる収蔵品の調査研究を進める必要があります。数多く抱える収蔵品の整理・活用を進め、保管場所を整備することも重要です。また、図書館と連携した展示を行うなど、魅力ある博物館を目指していく必要があります。

【目指すべき姿】

・博物館に多くの人が訪れ、郷土の歴史や文化を学んでいる状態

指 標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
浅間縄文ミュージアム入館者数	38,045 人(※R1)	39,000 人

※R1:コロナ禍前の数値

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①残された貴重な文化財について維持管理に努めるとともに、一般公開などによって、周知と活用を図ります。
- ②町民のニーズを把握し、魅力ある企画展を開催します。

事業名	事業内容
博物館企画展事業	火山・自然・歴史など、多様な内容での企画展事業を実
	施します。

(3) 趣味や生きがいづくりを支える学習機会の充実

【現状と課題】

町民一人ひとりが個性を伸ばし、生きがいを持てる充実した生涯学習活動を進めていくためには「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことのできる生涯学習社会の形成を図るとともに、学習環境を整え、多様で総合的な学習機会を提供していくことが重要です。

公民館は、講座、教室などの学習機会や活動の場を提供するとともに、様々な情報提供を行うなど、町民の学習活動を支援する重要な役割を担っています。町民に最も身近な社会教育施設として定着した「エコールみよた」を拠点として、日々活発な公民館活動が行われています。しかし、中には活動が恒常化し、参加者が減少したり、コロナ禍の影響を受け活動が停滞したりしている状況も見受けられます。このため、既存事業の意義や内容を見直し、町民ニーズの変化に対応していくことが重要です。幅広い世代、特に若年層向けの講座を充実させることで、多くの人が参加したくなるような魅力ある講座を開催していくことも必要です。他にも公民館を拠点に活動する団体への支援など、ハードとソフトの両面において、地域社会に密着した学習活動の拠点として公民館の機能向上を図っていく必要があります。

【目指すべき姿】

・「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことのできる環境が整備され、多くの町民が 学習活動に取り組むとともに、学習した成果を地域活動などに生かしている状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
一年間にエコールみよたを利用した人の割合	21.7%	30%

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①町民ニーズを反映し、子どもから大人まで幅広い世代が学ぶことのできる生涯学 習の推進を図ります。
- ②生涯学習の必要性や楽しさを PR するとともに施設の利用促進を目指し、各種講座を開催します。

事業名	事業内容
各種講座・イベントの	アンケート等により住民ニーズを把握することで、初めての人
開催	も参加したくなるような魅力ある講座・イベントを開催します。

第2節 図書館の充実

【具体的施策】

(1) 図書館を使った調べる学習コンクール

【現状と課題】

図書館では、子どもたちの ICT 活用能力を一層高めるとともに、活字に親しむ読書力や問題解決のために、書籍を調べて資料や情報を収集して、自分の考えを発信する力を伸長させることを目的とし、令和3 (2021) 年から「図書館を使った調べる学習コンクール」を開催して、自ら学ぶ力の育成を図っています。現在2回のコンクールを開催しましたが、子どもたちに事業の定着を図り、多くの参加を呼びかけていく必要があります。また、子どもたちだけではなく、親子、高校生と対象広げて参加できるよう、実施方法の変更などを検討する必要があります。

【目指すべき姿】

・小学生・中学生だけではなく親子・高校生が興味を持って参加できる状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
図書館を使った調べる学習コンクールの応	373 作品	600 作品
募作品数		

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①活字に親しむ読書力や問題解決のために書籍や文献を調べて資料・情報を収集・ 選択し、自ら判断して自分の考えを伝達・発信する力の両者を伸長できるコンク ールを企画します。
- ②小学生から高校生、親子と幅広い層で参加ができる仕組みと周知を行います。

事業名	事業内容
図書館を使った調べる学	活字に親しむ読書力や問題解決のために書籍を調べて資料
習コンクール	や情報を収集して、自分の考えを発信する力を伸長させるこ
	とのできるコンクールを開催します。

(2) 図書館の利用促進

【現状と課題】

図書館は、「町民の学習活動を積極的に生涯にわたって支援する重要な施設」として長期振興計画に位置づけ、地域の情報拠点、中核的読書施設、情報や資料の保存・活用場所、住民の生涯学習を支援するコミュニティ拠点としての役割を担っています。

図書館利用者、図書館ボランティア、近隣図書館、学校図書館との連携はもちろん、 図書館未利用者の意見や要望の把握に努め、幼児から高齢者まですべての町民、近隣市 町村の住民が気軽に利用できる魅力ある図書館づくりを進める必要があります。

【目指すべき姿】

・利用者のニーズに合った蔵書・読書環境が整い、図書館に求められる役割を果たして いる状態

指 標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
図書館施設・資料の満足度	50.9%	61.0%
図書館サービスの満足度	64.1%	71.0%

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①ブックスタート事業・セカンドブック事業の内容の充実、学校司書との連携に より公共図書館の充実を図ります。
- ②選書基準に沿った図書資料の補充、郷土資料の保管方法・活用方法を検討します。
- ③開館時間の延長などの図書館サービスの向上を検討します。
- ④専用ホームページを利用した各種サービスの周知など積極的な情報発信を行います。
- ⑤時間的なことなどで図書館を利用できない方たちに「デジとしょ信州」などデジタルデバイスを活用した読書方法の周知を行います。

事業名	事業内容
読み聞かせ事業	ボランティアによる館内のおはなし会や児童館での出張読み聞
	かせを実施します。
ブックスタート事業	10 か月児健診時に絵本をプレゼントします。
セカンドブック事業	小学校1年生の各クラスへ学級文庫35冊をプレゼントします。
イベント開催事業	図書館コンサートや図書館講座などのイベントを開催します。

第3節 健康管理体制づくり

【具体的施策】

(1)健康管理体制の充実

【現状と課題】

当町においても、がん・心臓病・脳血管疾患のいわゆる"3大生活習慣病"が死亡原因の上位を占めています。町では、住民の生活習慣改善と健康意識の向上を目的に、「個別健康実践セミナー」や各地区の保健補導員と協力して、各種健康教室を定期的に実施しています。また、定期的に保健補導員による健康診査、各種がん検診の受診勧奨を行っています。

健康診査、各種がん検診の受診勧奨は、リーフレットの配布や広報に定期的に掲載しています。また、国保の被保険者が多く受診する結核・肺がん同時胸部レントゲン検診時にも受診勧奨を行っています。今後も受診勧奨や「個別健康実践セミナー」を継続し、健康管理体制の充実を図っていく必要があります。

【目指すべき姿】

・住民自らが健康意識を高め、積極的に健康増進活動に参加し、健康診査、各種がん 検診を定期的に受診するなど健康保持・増進活動に取り組んでいる状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
地区健康教室参加者数	728 人(※R1)	873 人
個別健康実践セミナーの参加者数	55 人	100 人
健診結果報告会参加率	97.1%	100%

※R1:コロナ禍前の数値

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①健康増進のための事業を展開し、正しい健康知識の普及・啓発を推進します。
- ②保健補導員などの活動を積極的に支援し、地域での健康づくりを推進します。
- ③健康診査、各種がん検診の充実、受診勧奨を図ります。

事業名	事業内容
地区健康教室	様々な世代に対し、医療専門職が地域の健康課題に対応した
	健康教育を実施します。
個別健康実践セミナー	働き盛りの世代を対象に生活習慣改善プログラムを実施し
	ます。
健診結果報告会	自らの行動変容を働きかけるため個別対応による結果説明
	を行います。

(2) 健康を支えるスポーツの推進

【現状と課題】

町民における体育施設の年間延べ利用者数は、概ね10年前から右肩下がりに減少しています。生涯スポーツを推進するには、年代やニーズに応じた各種イベントやスポーツ教室などを開催し、子どもから高齢者、障がいのある人たちがともに楽しめるスポーツ活動の普及を推進することが重要です。加えて、スポーツの楽しさや面白さ、活動の喜びを伝えられる指導者の発掘や育成、資質・能力の向上にも努め、スポーツに対する価値観を高める取り組みを進めて行く必要があります。

【目指すべき姿】

・B&G 海洋センター(社会体育係)がスポーツ活動やスポーツなどに関する情報の発信源となり、スポーツをする人たちが集い、情報交換する場として機能している状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
体育施設年間延べ利用者数	69,576 人(※R1)	90,000 人

※R1:コロナ禍前の数値

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①B&G海洋センター敷地内に、誰でも自由に利用できる施設やエリアを設けます。
- ②平日の昼間に参加ができる人たちが求める教室、障がい者や高齢者も参加できる 教室などを開催します。
- ③指導者講習会を開催します。

事業名	事業内容
スポーツ推進委員の資質向	地域におけるスポーツの環境づくりにおいて重要な役割
上・積極的活動推進事業	を担うスポーツ推進委員の資質向上を図ります。
指導者講習会開催事業	指導者の育成、資質向上のため指導者講習会を開催しま
	す。

(3) ライフステージに応じた支援

【現状と課題】

町では、妊娠期から子育て期に、安心して子育てができるよう、子育て世代包括支援 センターを設置し、従来の母子保健事業を活用した個々の状況把握と必要に応じて関係 機関と連携して支援を行っています。

学童期・思春期には、中学生を対象に「思春期ふれあい体験」を開催して、子育て中の母親との会話や乳児との触れ合いを通じ、命の尊厳を学ぶ機会としています。また、中学校の協力を得て、思春期を迎える中学生を対象に、成長段階に合わせた性感染症予防講演会を学年ごと開催しています。

若年世代には、生活習慣改善や健康意識の向上を目的に「健康実践セミナー」を開催しています。また、各地区の保健補導員と協力して、健康相談、栄養講話、運動指導等の各種健康教室を定期的に開催しています。

高齢世代には、高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援するため、シニアクラブ連合会と各区の単位シニアクラブの活動やシルバー人材センターの運営を支援しています。 また、長野県シニア大学の周知活動やシニアスポーツ大会を開催しています。

今後ますます高齢化が進み、介護現場での人手不足が予想される中、本人の力や住民相互の力を引き出して介護予防や日常生活支援を進めていくことが、これまで以上に重要です。高齢者の通いの場を確保し、ご近所づきあいや地区組織といった互助を育むことが、高齢者の暮らしを支えることにつながります。このような地域づくりを推進するため、介護予防活動を行う地域の人材を増やし、健康寿命の延伸を目指す必要があります。

【目指すべき姿】

・子どもから高齢者まで、自らの健康意識を高め、支え合いながら安心して暮らして いる状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
妊娠・出産について満足している親の割合(4か	81.7%	85%
月児健康診査)		(県目標水準)
育てにくさを感じたときに相談先を知っているな	75%	95%
ど解決方法を知っている親の割合 (4か月児健康		(県目標水準)
診査)		
1歳6か月児健康診査受診率	100%	100%
3歳児健康診査受診率	94.7%	97.3%
思春期ふれあい体験	1 回	1回以上
地区健康教室参加者数	728 人(※R1)	873 人
個別健康実践セミナーの参加者数	55 人	100 人
健診結果報告会参加率	97.1%	100%
シニアクラブ会員数	841 人	933 人

生活・介護支援サポーター養成講座受講者数	152 人	199 人
----------------------	-------	-------

※R1:コロナ禍前の数値

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①安心して子育てができるよう、産前産後の支援体制の充実を図り、妊娠期から子育で期までの切れ目ない支援を推進します。
- ②健康増進のための事業を展開することで、正しい健康知識の普及・啓発に努めます。
- ③保健補導員などの活動を積極的に支援し、地域における健康づくりの推進を図ります。
- ④住民運営による通いの場を支援することで、地域の実情に応じたフレイル対策を 推進します。

(主な事業)

事業名	事業内容
産後ケア	出産後、保健指導や育児指導の必要な母子に対し、母体の
	管理や育児指導等の保健指導を提供します。
新生児訪問	各家庭に訪問し、母子の心身の様子や養育環境を把握し、
	適切な指導を行います。
各種乳幼児教室	各年齢に応じた成長発達を促す集団での関わりの支援、保
	護者の様々な個別相談に応じます。
乳幼児健康診査	成長発達の状態を明らかにし、最適な成長発達を遂げるよ
	う健康管理、保健指導を行います。
地区健康教室	さまざまな世代に対し、医療専門職が地域の健康課題に対
	応した健康教育を実施します。
個別健康実践セミナー	働き盛りの世代を対象に生活習慣改善プログラムを実施し
	ます。
健診結果報告会	自らの行動変容を働きかけるため個別対応による結果説明
	を行います。
シニアクラブ及びシルバー	シニアクラブ連合会・単位シニアクラブ及びシルバー人材
人材センターの支援	センターの活動への補助を通し、生きがいを持つ高齢者を
	支援します。
生活・介護支援サポーター	地域で介護予防活動を行う住民の人材育成を図ります。
養成講座	

【関連計画(個別計画)】

• 御代田町老人福祉計画第8期介護保険事業計画

第4節 現代の課題に対する学習の充実

【具体的施策】

(1) 清らかな生活環境を保つための学習機会の充実

【現状と課題】

近年では、ごみの減量化や再生資源化の促進が社会的要請となっており、環境問題の深刻化に伴う処理施設の延命化が求められ、また、効果的なごみ減量施策の強化が求められています。

町では、分別収集の徹底やごみ袋の有料化、PTA・自治会による資源回収事業など、様々なごみ減量化・資源化対策を実施してきました。また、町を美しくする日の実施や広報・ホームページを活用した啓発を行い、環境美化について広く町民へ協力を呼びかけてきました。

ごみの減量化を目指す上で、町民の協力は欠かすことはできません。清らかな生活環境を保つためには、町民への周知を目的とした学習機会を設ける必要があります。

【目指すべき姿】

・生活環境を保つための学習機会が充実し、ごみの減量化や再生資源化が促進された 状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
ごみ処理施設の見学学習機会の提供	年1回	年1回以上
広報誌への関連記事の掲載	年1回	年1回以上

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①ごみの資源化、減量化、適正な廃棄物処理について、環境教育、広報啓発に取り 組みます。
- ②広報誌に不法投棄や回収の実態を掲載し啓発を行います。

(主な事業)

事業名	事業内容
ごみ処理施設の見学学習機会	井戸沢一般廃棄物最終処分場・佐久平クリーンセンター
の提供事業	の見学学習機会を提供します。
広報・ホームページの有効活	広報誌やホームページを活用し、生活環境を保つための
用	関連記事を掲載します。

【関連計画(個別計画)】

· 御代田町一般廃棄物処理基本計画

(2) 町内商工業に関する学習機会の充実

【現状と課題】

当町の商業は、長野県の商圏調査によると、平成30(2018)年度の地元滞留率が17.4%で、平成5(1993)年度の40.6%と比較して半分以下となっています。これは、佐久平地域の中心商業地が佐久インターチェンジや佐久平駅周辺に集積してきているためです。現在、消費者の多くは、大きな駐車場を備え、より安価で1か所で必要なものを買いそろえることのできる大型量販店など利便性を求める傾向にあるほか、インターネットを利用した通信販売も充実した環境が整い、旧来の小売店舗はより厳しい状況に置かれています。一方で、近年は町内で生産された食材等を活用した商品の販売や飲食を提供する個性的な店舗が、かりん道路沿いをはじめとする町内各所に開業しています。

当町の工業は、昭和30 (1955) 年度から積極的に工場を誘致し、多くの工場が当町に進出をしてきたほか、平成10 (1998) 年には「やまゆり工業団地」を造成し、さらなる企業誘致に力を入れてきました。その結果、企業が成長するとともに、人口増加をはじめとする町の活性化の原動力となっています。

中学校では将来的な就労意識を触発するため、町内店舗・事業所での職業体験などの 学習に取り組んでいます。今後、町のさらなる活性化を図っていくためには、地域全体 が職業体験や工場見学などを通じて、町内店舗・事業所の取り組みを知っていく必要が あります。

【目指すべき姿】

・工場見学や職業体験をすることができる事業所が増え、町民が町内の事業所を幅広 く知ることができる状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
職業体験受入れ町内事業所数	67 事業所	80 事業所
工場見学等実施町内事業所数	2事業所	5 事業所

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①町民が工場見学等のできる環境づくりに努めます。
- ②中学生の職業体験の充実に努めます。

事業名	事業内容
企業懇談会	懇談会を通じて、行政と企業間の連携を深め、工場見学
	や職業体験の充実につなげていきます。

(3) 個性ある観光の振興

【現状と課題】

当町の観光客の入り込みは、「メルシャン軽井沢美術館」が平成 23 (2011) 年に閉館してから減少傾向にありましたが、令和元 (2019) 年は浅間国際フォトフェスティバルの開催などにより増加に転じています (令和 2 年からは新型コロナウイルス感染症の影響により減少)。当町はこれまで、冷涼で快適な気候や施設が充実していることもあり、夏場のスポーツ合宿が盛んであるほか、「大浅間ゴルフクラブ」「グランディ軽井沢ゴルフクラブ」といったゴルフ場があり、多くの利用客で賑わってきました。また、「エコールみよた」には、コンサート、各種催事のできるあつもりホールをはじめ、歴史的価値の高い国重要文化財を展示する「浅間縄文ミュージアム」があり、多くの来館者があります。

近年は、かりん道路沿いや浅間サンライン沿いに飲食店などが相次いで開業し、町内外から多くの観光客が訪れています。令和3 (2021) 年には「THE HIRAMATSU 軽井沢御代田」が開業し、首都圏などからの宿泊客が多く見込まれます。

現在の観光は、行動の広域化や旅行ニーズの多様化により、地域に点在する観光資源を有効に結び、広域的な回遊性を高めたり、リゾート地などでリモートワークを活用したりして、働きながら余暇を取るワーケーションなどに対応した観光振興が求められています。

このような中、当町をはじめとする浅間山周辺自治体と観光関係団体では、広域観光マップの作成や広域的な周遊コースの検討、地域の魅力発信のための観光 PR 事業に連携して取り組んでいます。今後も引き続き、ニーズに合った観光振興の検討を広域的に進めていく必要があります。また、町内においては、浅間サンライン沿いを県内でも有数の観光地である軽井沢町と当町を結ぶ観光動線として活用するため、観光関係団体や商工団体とともに検討していく必要があります。

【目指すべき姿】

・観光資源が活用され、情報発信などにより年間を通じて町が賑わい、年々観光客 が増加している状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
年間観光客入り込み数	15万人(※R1)	20 万人

※R1:コロナ禍前の数値

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①「龍神まつり」「浅間国際フォトフェスティバル」「小田井宿まつり」「寒の水」など、地域の伝統と文化、自然などを活用したイベントにより観光振興を図ります。
- ②浅間サンライン沿いを軽井沢町との観光動線として活用するなど、新たな観光資

源を構築し、誘客を図ります。

③小諸市、軽井沢町と進める3市町共同事業を柱に、浅間山麓広域観光推進協議会、東信州中山道連絡協議会などと連携して広域観光を進めます。

事業名	事業内容
3 市町共同事業商工観光専門	小諸市、軽井沢町と共同し、広域観光マップの作成、観
部会	光 PR 事業を実施します。
浅間山麓広域観光推進協議会	浅間山周辺6市町村が共同し、浅間山麓の自然、歴史、
	文化などを PR します。
東信州中山道連絡協議会	東信州5市町と長野県で共同し、ウォーキングマップ作
	成、イベント開催により中山道の魅力を発信します。
信州・御代田龍神まつり等イベ	甲賀三郎伝説をもとにした龍神まつりをはじめとする
ント開催事業	イベントを開催します。

(4) 自然を活用した学習機会の充実

【現状と課題】

当町の総面積は 5,879ha で、そのうち森林面積は 3,488ha で、町域の 59%を占めています。森林面積のうち、国有林の面積が 2,019ha で 57.9%、民有林は 1,469ha で 42.1%となっています。その民有林所有者の大多数は、保有規模が 5 ha 未満の零細規模であり、ほとんどの所有者が林業を生業としておらず、手入れの行き届かない森林の増加が懸念されています。

森林は、洪水や渇水を緩和し、水質を浄化する水源かん養機能、土砂の流出や崩壊を防止する山地災害防止機能や、二酸化炭素の吸収源としての地球温暖化防止等の多面的な機能を担っています。このような森林の多面的機能の維持向上に努め、安全で安心できる生活環境を保持する上で、森林整備事業は不可欠なものです。

整備が行き届いていない森林は、土砂災害を引き起こしやすくなり、保水力や浄化作用が低下し、あらゆる生命の源である「水」を確保できなくなってしまいます。自然災害を未然に防ぎ、安全な「水」を安定的に供給するためにも森林整備、治山、治水などの保全事業について、後世へ承継していく必要があります。

【目指すべき姿】

・町民が主体的に森林の環境整備活動を実施する機運が高まるなど、町民が森林に対し て高い関心を持つ状態

指 標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
緑化活動の啓発活動	1 回	2 回

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

①森林の果たす役割の周知に努め、緑化活動の啓発普及を推進します。

(主な事業)

事業名	事業内容
緑化活動啓発普及事業	記念樹の配布やみどりの即売会を実施します。
	森林を活用した講座等を開催します。
こども自然探検隊(公民館事	地域の自然を探検し、その大切さ、すばらしさを学びま
業)	す。

【関連計画(個別計画)】

• 御代田町森林整備計画

(5) 農業の担い手の確保・育成・支援のための学習機会の充実

【現状と課題】

当町は、標高 700m から 1,000m に生活圏が分布しており、気候は準高冷地に属し、年間降水量は 1,200mm 前後と少なく、夏は冷涼で昼夜の温度差が大きいため、冷涼な気候を利用した高原野菜の専作農家が多くを占めています。

近年、農業を取り巻く環境は、職業の多様化や農業従事者の高齢化による担い手不足により、農業従事者は年々減少傾向にあります。そのため、農業の担い手を育成するためにも県や佐久浅間農業協同組合と連携し、就農者のスキルアップ研修、栽培講習、経営講習会、青色申告研修など就農者の育成支援の機会の拡充が必要です。

また、女性農業者団体や塩野中山間地営農事業組合では、地元農産物や加工品の学校 給食への提供、麦の播種体験、料理教室などの食育体験事業活動を実施しています。こ れらの活動は、子どもたちが町の農業への理解を深めるとともに、地元農産物の魅力を 感じる機会となっているため、農業関係団体の活動に対し、支援を行う必要があります。

【目指すべき姿】

・担い手により農業が継続的に維持・拡大される状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
新規就農者数 (R1 からの累計者数)	4人	12 人

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①就農者の育成を支援します。
- ②女性・若者・営農組合による学習機会の提供を目指します。

(主な事業)

事業名	事業内容
新規就農者スキルアップ研	長野県が実施している経営講習会、青色申告研修等の新
修	規就農者向け研修会を周知し、参加を呼びかけます。
農業サポート事業	経営・技術、営農資金、農地の専門チームによる相談支
	援を行います。
食育体験事業	地元食材を使った料理教室と麦の播種体験を継続して実
	施します。

【関連計画(個別計画)】

御代田町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

(6) 浅間火山災害と地震、水害などに備える意識の啓発

【現状と課題】

当町は、活火山浅間山を背後に抱えているため、常時火山災害の危険があります。地震については、長野県を縦断する糸魚川静岡構造線地震や南海トラフ巨大地震が起きた場合、震度5強が想定されています。また、浅間山から幾筋もの谷や沢が形成されているため、集中豪雨や台風の際には、土砂災害、河川の氾濫などの災害が発生する危険があります。

危険個所や被害想定は、地形や気象データなどにより予測され、防災マップなどで周知しています。しかしながら、危険個所として公的に周知されていなくても、周辺より土地が低い場合や建物の耐震性が低い場合など、様々な要因により、その場所に危険性がないとは言い切れません。

「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、町などによる災害対策が有効に機能するためには、住民が平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの安全を守る行動をとることができる必要があります。

また、災害時には町職員のリソースが限られることから、住民による地域防災力が重要です。このため、自主防災組織や防災士による活動を支援する必要があります。

【目指すべき姿】

・住民が平常時から災害に対する備えをし、災害対策が有効に機能する状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
消防・防災体制の満足度	満足 40.9% (※R1)	満足 53%
自主防災組織の設立	9 団体	12 団体

※R1 実施のアンケート結果より

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①防災意識の普及啓発に努めます。
- ②地域防災力の充実に努めます。

(主な事業)

事業名	事業内容
防災意識の普及啓発事業	防災訓練や学習会などを通じて、住民の防災意識を高めます。
防災情報発信事業	防災に関する情報を広報やまゆりやホームページなどに掲載
	し、また、SNS 等で発信します。
自主防災組織等支援事業	自主防災組織及び防災士の補助制度を実施するとともに、相
	談・助言により地域防災力の充実を図ります。

【関連計画(個別計画)】

- 御代田町地域防災計画
- 浅間山火山広域避難計画

(7) 防火・救命・災害意識の啓発

【現状と課題】

少子高齢化の進行と核家族化が見込まれる中、複雑多様化・大規模化する火災・事故・ 災害に適切に対応するため、町民の一人ひとりが安心して暮らすことができ、「自分たち の地域は自分たちで守る」という連帯意識による地域づくりが重要です。

人的・物的財産の被害軽減のため、住宅用火災警報器・消火器の設置の推進が必要です。また、救命率の向上と後遺症の軽減のため、救急現場に居合わせた町民が正しい通報や応急手当ができるなど一次救命処置が行える人材の育成も必要です。そして、火災をはじめとする各種災害に対応するため、消防団を中心としたコミュニティにおける防災体制づくりを地域ぐるみで推進する必要があります。

【目指すべき姿】

・住民が災害時に対応できる状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
救命講習会の開催	7 回	15 回
独り暮らし老人宅の火の元点検の実施	6件	8 件
消防訓練の実施	30 回	50 回

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①火災の予防と被害を軽減するため、防火意識の向上を図ります。
- ②救命率の向上と後遺症の軽減を図るための講習会を開催します。
- ③防災意識の向上を目指します。

事業名	事業内容
火災予防の啓発	火災多発時期や火災予防運動期間中の広報・啓発で火災
	予防を目指します。
救命講習会・救急講話	心肺停止を予防し、適切な 119 番通報、一次救命処置が
	行える人材を育成します。
独り暮らし老人宅の火の元	火の元点検や住宅用火災警報器・消火器の設置を促進し、
点検	防火意識の高揚を図ります。
訓練指導	町防災訓練、自主防災組織の訓練で自助・公助・共助の
	役割を理解し、災害に備えます。

(8) 交通安全学習の推進

【現状と課題】

地域幹線道路の改良により、快適な道路環境が整備される一方、スピード超過をする 自動車などの増加、また、高速交通網の整備により生活圏が拡大され、便利になった反 面、町外車の交通量の増加など、交通事情は大きく変わってきています。

当町では、令和3 (2021) 年の事故件数が28件となり、前年に比べ10件減少し、過去5年間をみると平成29 (2017) 年の71件をピークに減少傾向にありますが、高齢ドライバー、女性ドライバーが第1当事者になっている割合が高い状態です。また、令和3 (2021) 年には、飲酒運転による事故が1件発生しており、今後も引き続き佐久警察署と連携し、飲酒運転の撲滅を進めていく必要があります。

町民一人ひとりが、交通安全のルールを守る意識と交通マナーの向上に努め、歩行者 や運転者それぞれの立場を尊重し、交通安全の確保を自らの課題として捉えることが重 要です。

自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全、また、高齢者、障がい者、子どもなどの交通弱者の交通事故を防止する安全対策を一層確保するとともに、全町民が交通事故の被害者にも加害者にもならない取り組みを継続して実施する必要があります。

交通安全意識の向上のため、子ども、成人、高齢者のそれぞれの世代にあわせ、生涯 にわたる交通安全学習を促進していく必要があります。

■町内の事故発生件数

年 次 区 分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年
事 故 件 数	71 件	51 件	46 件	38 件	28 件
昼 間	48 件	41 件	35 件	29 件	24 件
夜 間	23 件	10 件	11 件	9 件	4 件
負 傷 者	97 人	63 人	47 人	48 人	34 人
死 者	0人	1人	0 人	0 人	0 人
高齢ドライバー	13 人	16 人	13 人	10 人	10 人
若年ドライバー	10 人	5 人	6 人	5 人	5 人
女性ドライバー	24 人	19 人	15 人	13 人	15 人
県外ドライバー	8 人	4 人	4 人	5 人	2 人
飲酒運転の事故	1 件	1 件	0 件	0 件	1 件

資料:長野県警察本部「交通統計」ほか

(注) ドライバー別の事故件数は、そのドライバーが第1当事者の場合。

【目指すべき姿】

・町民一人ひとりの交通事故防止意識を高め、交通安全環境の整備により交通事故 から身を守れる安全な状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
交通安全教室の開催	年3回	年4回以上

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①交通安全知識と基本的な交通ルールの普及のため、交通安全教室を実施します。
- ②佐久警察署と連携し、飲酒運転の撲滅を推進します。

事業名	事業内容
交通安全ナイトスクール事業	高齢者を中心に様々な体験を通して、夜間の交通安全に
	ついて学ぶ、啓発事業を実施します。
交通安全教室	佐久交通安全協会御代田支部、警察と連携して、小学校
	における交通安全教室を実施します。また、老人クラブ
	と連携した交通安全教室の開催を検討します。
交通指導所事業	飲酒運転の撲滅や高齢ドライバーの交通事故防止を啓
	発する街頭指導を実施します。
飲酒運転撲滅の広報活動	佐久警察署と連携し、飲酒運転の撲滅のための広報活動
	を行います。

(9) 多文化共生社会の推進

【現状と課題】

町に居住する外国人は、おもに就労を目的として来日しています。働いて賃金を得ること や様々な学びなどのやりがいを求めて就労しています。外国人の就労は、当町の産業活動、 経済活動に重要な役割を果たしています。

一方、文化や習慣の違いは、地域社会に馴染みにくい要因の一つでもあります。異なる背景を持つ者同士が集まれば、様々な考え方、文化、習慣があり、言葉や生活習慣の違いによるコミュニケーション不足から誤解やトラブルが生じることも考えられます。

町では、外国人が子育て、教育、福祉関連でコミュニケーションに支障をきたした際は、コミュニケーションアシスタントとして通訳を紹介するなど、必要な場面で意思疎通が図れるよう支援しています。また、日本語に慣れ親しむことができるよう外国人向けの日本語教室に対し支援をしています。

日本人と外国人が互いの文化の違いを認め合い、異文化を理解して、地域社会の中で協力しながら生活していける社会を形成していく必要があります。

【目指すべき姿】

・異文化を理解し、多様性を認め合える状態

指標	現状(R3 年度)	目標(R9 年度)
外国人向けの無料相談会の開催	1 回	1回以上

【目標達成のための取り組み】

(施策の方向性)

- ①長野県多文化共生センターと連携し、無料相談会を開催します。
- ②コミュニケーションアシスタントとして通訳可能な人材を募集し、制度について広 く周知します。
- ③外国人向け日本語教室への支援を実施します。

事業名	事業内容
外国人向け無料相談会の	外国人が抱える日本での生活における困りごとを相談でき
実施	る場を提供します。
コミュニケーションアシ	通訳としてコミュニケーションアシスタントを募集し、支援
スタント紹介事業	を必要とする方に紹介します。